

令和4年8月2日

保護者の皆様

子ども家庭部保育課長

令和4年7月26日付「コロナ禍における保育施設利用に際してのお願い」
の訂正について

日頃より杉並区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和4年7月26日付の標記のお知らせについて、誠に恐れ入りますが、以下の点を訂正させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力のほどを何卒よろしくお願いいたします。

○訂正箇所

国の通知を改めて確認した結果、「3. 感染が判明した場合」の「抗原定性検査キットを用いた検査による「さらなる短縮」について」でお示しした3日間への「さらなる短縮」は、園児（乳幼児）に対しては適用されません。園児が家庭内感染等で濃厚接触者になった場合の健康観察・行動制限期間は、原則通り5日間（マスクの着用等ができない場合は7日間）となります。（園内感染で「濃厚接触者の疑い」があり登園自粛をお願いする場合も、5日間（7日間）のお願いとなります）

大変恐れ入りますが、以上よろしくお願いいたします。